

地域産業総合振興条例の策定について

新城市では、これまで地域産業の振興を図るため、分野ごとに基本計画等を策定し、計画的に振興策を展開してきました。

近年の地域産業界では、業態が専門化する一方、異業種交流や農業における6次産業化、農林業への企業参入等積極的に取り組まれるようになり、地域産業のあり方そのものが変化の兆しを見せています。また、政府においては、我が国経済の空洞化を防ぐため、経済再生、構造転換に向けた取組みを強化しています。

このような状況の中、新城市においても市・市民・産業界の相互連携を強化し、地域産業の振興に向けた総合的な取組みが必要になっています。そのため、今後、このような体制と総合的な振興策を展開していく基盤として、地域産業の振興に向けた条例の制定と地域産業振興の推進役となる会議の設置に取り組んでいきます。

1 地域産業の振興に向けた条例とは

新城市が住み続けられ、また世代のリレーができるまちとして自立したまちづくりを進める基盤整備として、めざす地域産業のあり方やその振興を図るための施策の推進、雇用の創出、地域活性化に向けた協働体制の整備など、地域産業の振興を推進するために制定するものです。

2 市の施策での位置付け

穂積市長は、平成25年11月の市長選挙において、マニフェストで「新城をよくする3本の矢ー3つの重点施策でこんなまちー」を示し、その一つとして「地域産業を強くして暮らしを立てられるまち」を掲げ、「地域産業総合振興条例」の制定をめざすこととしました。

市長選挙におけるマニフェストと新城市総合計画との整合を図るため、新城市総合計画の後期計画(平成27年度～平成30年度)を策定し、市の施策に位置付けることを予定しています。

3 条例制定の背景

平成27年に新東名高速道路愛知県内区間が開通し、本市にインターチェンジが開設されます。この交通環境の変化は、本市地域経済に大きな影響を与えると見込まれます。

また、平成24年には、新城市自治基本条例が施行され、その前文では「この魅力ある私たちのまちが、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまち」を目指すこととしています。

こうした交通環境の変化等をまちづくりに役立てるとともに住み続けられ、また世代のリレーができるまちにするためには、その基盤として地域産業の振興を図り、自立したまちとしていくことが必要です。そのため、地域産業の振興に向けて基本

的な条例を整備し、総合的に取り組むとともに振興施策の体系的、効果的な展開を図ろうとするものです。

4 地域産業の想定範囲

商工業、建設業、農林業、観光業、金融業、医療・福祉事業を担う地元事業所等
地域産業の定義を地域産業総合振興条例審議委員会で検討します。

5 地域産業の振興に向けた取り組みステップ案

(1) 地域産業総合振興条例審議委員会の設置・検討

地域産業の総合的な施策を展開するための基本的な考え方をまとめた条例を制定するため、市長は附則機関として地域産業総合振興条例審議委員会を設置し、市長の諮問に基づいて条例案を策定します。

(2) 地域産業総合振興条例の制定

条例案については、地域産業総合振興条例審議委員会から答申を行い、パブリックコメントの実施結果を踏まえて、市長は法令との整合性を確認したのち、新城市議会に上程します。条例について、新城市議会で可決された場合には、条例を公布し施行します。

(3) 地域産業振興会議(仮称)の設置

地域産業総合振興条例審議委員会の答申内容によるが、条例制定後における地域産業の振興施策を検討するため、市の附属機関として地域産業振興会議(仮称)を設置します。同会議では、地域産業の振興に資する施策、地域産業総合振興計画(仮称)案の策定など必要な検討を行い、提言します。

6 地域産業総合振興条例審議委員会の概要

- (1)委員数 16名以内
- (2)構成 学識経験者、農業、林業、商工業、観光業、建設業、金融業、
労使団体、医療、福祉、行政、一般公募、その他
- (3)委員報酬 日額 7,500円
- (4)任期 委嘱の日から答申をする日まで

7 ワーキンググループの設置 (案)

事務レベルのワーキンググループを設置し、地域産業総合振興条例策定に向けての本市の産業の状況調査(アンケート調査・ヒアリング調査)について、実施協力し、基礎数値の整理をします。ワーキンググループで整理したものを審議委員会に提出します。

ワーキンググループの構成メンバーは、地域産業総合振興条例審議委員会を構成する関係団体の中から選出します。なお、ワーキンググループのメンバーについては、無報酬となります。